

三鷹市介護保険居宅介護（介護予防）特定福祉用具購入費受領委任払い合意書

三鷹市（以下「甲」という。）と福祉用具販売事業者 _____
（以下「乙」という。）は、乙の運営する福祉用具販売事業所（事業所名： _____、事業所番号： _____）における、介護保険の要介護又は要支援の認定を受けた被保険者のうち、居宅で介護を受けていて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）が定める特定福祉用具の購入をする必要があると甲が承認した被保険者（以下「利用者」という。）に係る法第44条及び第56条に規定する費用（以下「保険給付額」とする。）の受領委任払いについて、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 利用者の経済的な負担の軽減を図り、かつ、介護保険制度が有効に活用されることを目的として、甲と乙は、この合意書を取り交わす。

（受領委任払いの仕組み）

第2条 受領委任払いとは、特定福祉用具納品後、特定福祉用具購入に要した費用の総額のうち、乙が利用者から直接受け取る費用については、保険給付額を控除した額とし、残額については、利用者からの受領権限の委任を受けた乙が甲から直接受領する方法をいう。

（受領委任払いの対象となる利用者）

第3条 受領委任払いの対象となる利用者は、特定福祉用具購入に係る保険給付額の請求及び受領に関する権限を乙に委任する者とする。

（受領委任払いの手順）

第4条 乙は、次の各号に定めるところにより受領委任を受けるものとする。

- (1) 乙は、利用者から特定福祉用具購入に係る依頼があったときは、当該特定福祉用具のカタログ又はその他必要に応じて甲が特定福祉用具購入として決定するため必要とする資料を作成し、利用者へ提供するものとする。
- (2) 乙は、当該福祉用具の必要性を検討の上、利用者へ契約を締結するものとする。
- (3) 乙は、前号の契約をしたときは、利用者へ負担割合に応じた自己負担額を請求するとともに、保険給付額の受領に係る権限の委任を受けるものとする。

（受領委任払いによる支給申請）

第5条 利用者は、当該特定福祉用具を受領後、介護保険居宅介護（介護予防）特定福祉用具購入費支給申請書を作成し、次の書類とともに甲へ提出することにより、甲に対して保険給付額の支給申請を行うものとする。

- (1) 利用者自己負担額の領収証
- (2) 特定福祉用具のカタログ

（受領委任払いによる支給の決定）

第6条 甲は、前条により利用者が申請した書類を審査し、特定福祉用具購入の保険給付額の支給又は不支給を決定する。この場合において、支給を決定したときは、乙へ介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い決定通知書を送付するとともに、利用

者に介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給決定通知書を送付し、不支給としたときは、利用者に介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費不支給決定通知書を送付する。

（支給）

第7条 甲は、前条により特定福祉用具購入の保険給付額の支給を決定したときは、速やかに乙の指定する金融機関の口座に保険給付額を振り込むものとする。

（有効期間）

第8条 この合意書の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、甲乙のいずれからも解除の申出がないときは、期日満了日の翌日から1年間ごとに更新されるものとする。

（疑義の解明）

第9条 この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

この合意を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲と乙が各自1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市

代表者 三鷹市長 印

乙 所在地
事業者名(法人名)
代表者氏名

印

(事業所) 所在地
事業所名
事業所番号